

[事案 2022-271] 新契約無効請求

・令和5年6月14日 裁定終了

<事案の概要>

自分の希望と異なる内容の保険に加入させられたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料から解約返戻金額を差し引いた金額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、支払保険料総額が約400万円の保険を勧められたが何度も断り、「200万円程度の保険料であれば考える」と告げた結果、本契約を勧められた。
- (2) 募集人は、支払保険料総額が200万円の保険を説明していたにもかかわらず、申込書に署名する際に、約400万円の契約内容にすり替えた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から医療保障と死亡保障についての意向を聞いた上で、本契約を提案した。
- (2) 募集人は設計書を用いて、保障内容や保険料総額が約400万円であること、前納保険料の金額、解約返戻金額の推移を説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。